

第31回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 4年12月26日(月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 65号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について | 3件 |
| 第 5 | 報告第 66号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 報告第 67号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 7 | 報告第 68号 認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について | 1件 |
| 第 8 | 議案第169号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 2件 |
| 第 9 | 議案第170号 現況証明願について | 3件 |
| 第10 | 議案第171号 農業振興地域整備計画の変更について | 3件 |
| 第11 | 議案第172号 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第12 | 議案第173号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第13 | 議案第174号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 6件 |

○出席委員（13名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 佐藤 松喜 君 | 2番 舟山 珠代 君 | 3番 高橋 政寿 君 |
| 4番 笛木 眞一 君 | 5番 嶋中 勝 君 | 6番 津野 斉 君 |
| 7番 佐瀬日出夫 君 | 8番 熊谷 英二 君 | 10番 渡邊 裕義 君 |
| 12番 甲斐やす子 君 | 13番 平山 正志 君 | 14番 小野寺典男 君 |
| 15番 森田 享子 君 | | |

○議事参与の制限を受けた委員（0名）

○欠席委員（3名）

- | | | |
|-----------|-------------|-------------|
| 9番 澁谷 洋 君 | 11番 高松 俊男 君 | 16番 佐藤 徳市 君 |
|-----------|-------------|-------------|

○その他出席者

- | | |
|--------------|--------------|
| 事務局長 村山 尚 君 | 振興係長 和田 千春 君 |
| 農地係長 小幡 裕也 君 | |

(会長職務代理者 森田享子君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長職務代理者（森田享子君） 只今から第31回標茶町農業委員会総会を開会致します。
只今の出席委員は13名、欠席3名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、
本総会は成立致しました。

(午前9時38分開会)

◎開会の宣告

○会長職務代理者（森田享子君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長職務代理者（森田享子君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

5番・嶋中君 6番・津野君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長職務代理者（森田享子君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第31回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者（森田享子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長職務代理者（森田享子君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第65号

○会長職務代理者（森田享子君） 日程第4。報告第65号、農用地利用関係調整・あっせん申出
に係るあっせん委員の指名について、内容3件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者（森田享子君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第65号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり3件となっております。

番号1。

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 48.3h a

指名年月日 令和4年11月29日

申出の種類 賃貸借。

指名あっせん委員は、渡邊委員、嶋中委員、森田委員。

続きまして番号2

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 56.0h a

指名年月日 令和4年12月8日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、平山委員、熊谷委員。

なお、番号3につきましては、指名年月日、申出の種類、指名あっせん委員が番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして番号3

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 3.0h a

以上です。

○会長職務代理者（森田享子君） 以上をもって番号1から番号3まで、内容3件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第65号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎報告第66号

○会長職務代理者（森田享子君） 日程第5。報告第66号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第66号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 高松委員

あっせん委員 高橋委員、澁谷委員

報告年月日 令和4年11月4日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字クチョロ原野298-2

現況地目 畑

面積 48,431㎡

価格 857,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は、自己資金となっております。

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります高松委員より報告をお願いしておりましたが、本日は欠席しておりますので、代わりに事務局より報告させていただきます。

報告第66号番号1について報告致します。

令和4年10月31日に、舟山委員、高橋委員、澁谷委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査を行い価格を決定し、●●●●さんに価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和4年11月4日に中御卒別集落改善センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で高松委員の代理報告を終わります。

○会長職務代理者（森田享子君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、11番・高松君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第66号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第67号

○会長職務代理者（森田享子君） 日程第6。報告第67号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第67号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん賃貸借申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 渡邊委員

あっせん委員 嶋中委員、森田委員

報告年月日 令和4年12月7日

借受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字奥熊牛原野基線5-5

現況地目 畑

面積 12,056㎡他28筆。

合計面積は、345,796㎡

年間賃貸料 313,260円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和7年8月2日までとなっております。

続いて、

土地の所在 字熊牛原野22線東32-2

現況地目 畑

面積 21,263㎡他5筆。

合計面積は、137,492㎡

年間賃貸料 143,980円

借受人氏名 ●●●● ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和7年8月2日までとなっております。

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長職務代理者（森田享子君） 10番・渡邊君。

○10番（渡邊 裕義君） 10番・渡邊。

報告第67号番号1について報告致します。

あっせん委員に嶋中委員、森田委員と私が指名されましたので、令和4年12月7日にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、北海道農業公社が買入を実施し、令和2年9月30日から5年間の予定で●●●●さんへ一時貸付中の農地であります。現在の一時貸付者である●●●●さんから一部農地の解約の申出があったので、再あっせんをいたしました。一時貸付者については、残存期間終了後に取得予定の●●●●さんと●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者（森田享子君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第67号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第68号

○会長職務代理者（森田享子君） 日程第7。報告第68号、認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第68号について説明させていただきます。

認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）に基づく電気通信事業（自動車電話、携帯電話）の用に供する、第一種指定電気通信設備（通信用アンテナ）の設置に伴う農地転用に関する届出があったので報告するものであります。

認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出は、別紙のとおり1件となっております。

なお、この案件につきましては携帯電話の通信設備を建設するもので、農地法施行規則第53条14号により、農地転用の許可が不要となっております。

番号1。

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字クチョロ原野北44線14-5の内。

登記簿、牧場、現況、採放地。

面積、15㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、賃貸借。

転用目的、通信用アンテナの設置。

期間永久となっております。

番号1につきましては、現地調査にあたりました高橋委員より、報告をお願い致します。

○会長職務代理者（森田享子君） 3番・高橋君。

○3番（高橋政寿君） 3番・高橋。

報告第68号、番号1について報告致します。

令和4年12月16日に、澁谷委員、高松委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから6ページに掲載されておりますのでご覧下さい。

申請者は●●●●さんで貸主の●●●●さんの土地に、電気通信基地局整備の設置を目的とするものです。

なお、本案件は転用許可が不要な案件となっております。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者（森田享子君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました、3番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第68号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第169号

○会長職務代理者（森田享子君） 日程第8。議案第169号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第169号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字虹別原野52。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、51,540㎡他1筆。

合計面積は、100,319㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成27年12月24日。

契約期間、平成27年12月24日から令和7年12月23日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年12月5日となっております。

なお、番号1につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長職務代理者（森田享子君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、原案可決されました。

続いて、番号2を議題といたします。

事務局より内容説明をさせます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号2。

賃借人、●●●●、●●●●さん

賃貸人、●●●●、●●●●さん

土地の表示、字熊牛原野22線東32-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、21,263㎡他34筆。

合計面積は、483,288㎡

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和2年9月30日。

契約期間、令和2年9月30日から令和7年8月2日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年12月12日となっております。

なお、番号2につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長職務代理者（森田享子君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(森田享子君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第169号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第170号

○会長職務代理者(森田享子君) 日程第9。議案第170号、現況証明願について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第170号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり3件となっております。

番号1。

土地の所在、字オソツベツ302-1。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積 5,519㎡他16筆。合計面積は、162,162㎡。

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、舟山委員、高橋委員、澁谷委員、高松委員。

調査年月日、令和4年10月31日。

なお、調査結果につきましては、高松委員より報告をお願い致します。

○会長職務代理者(森田享子君) 11番・高松君。

○11番(高松俊男君) 11番・高松です。

議案第170号、番号1について報告致します。

この件につきましては、あっせん案件で、令和4年10月31日に舟山委員、高橋委員、澁谷委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査をしてまいりました。

配布資料の11ページから12ページをご覧ください。

当該地の現況は原野、山林、雑種地となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長職務代理者(森田享子君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者（森田享子君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者（森田享子君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

土地の所在、字虹別原野670-5。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積 1,331㎡。

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、平山委員。

調査年月日、令和4年10月4日。

なお、調査結果につきましては、佐藤松喜委員より報告をお願い致します。

○会長職務代理者（森田享子君） 1番・佐藤松喜君。

○1番（佐藤松喜君） 1番・佐藤です。

議案第170号、番号2について報告致します。

この件につきましては、あっせん案件で、令和4年10月4日に笛木委員、平山委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査をまいりました。

配布資料の8ページから9ページをご覧ください。

当該地の現況は原野となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長職務代理者（森田享子君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、1番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者（森田享子君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(森田享子君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号3。

土地の所在、字上多和78-12。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

面積 10,965㎡他1筆。合計面積は25,885㎡。

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員、平山委員。

調査年月日、令和4年12月14日。

なお、調査結果につきましては、平山委員より報告をお願い致します。

○会長職務代理者(森田享子君) 13番・平山君。

○13番(平山正志君) 13番・平山です。

議案第170号、番号3について報告致します。

令和4年12月14日に佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員と私、事務局より、大河原主任と現地調査をいたしました。

配布資料の7ページと10ページをご覧ください。

当該地の現況は雑種地となっており、隣接農地とはっきり分けられておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長職務代理者(森田享子君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(森田享子君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(森田享子君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第170号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第171号

○会長職務代理者（森田享子君） 日程第10。議案第171号、農業振興地域整備計画の変更について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）はい。

議案第171号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字チャンベツ原野基線31番地4。

現況地目、畑。

面積、226㎡他1筆。合計面積は4,074㎡。

事業主体、●●●●。

土地所有者は、●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は、計画当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長職務代理者（森田享子君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第171号、番号1について報告を致します。

12月15日に津野委員、佐瀬委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の13ページから14ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、標茶町農業農振地域整備計画の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

除外後は土地所有者から植林をしたいと確認をとっております。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長職務代理者（森田享子君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(森田享子君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

区分、用途区分変更。

地番、字雷別111番地1。

現況地目、畑。

面積、68,979㎡の内619.69㎡他1筆 合計面積は、2,508.79㎡。

事業計画の名称、育成舎増築及び新築整備事業。

事業主体、●●●●、●●●●。

事業開始は、変更後。

事業の規模等 育成舎増築567㎡、育成舎新築1746.36㎡。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長職務代理者(森田享子君) 12番・甲斐君。

○12番(甲斐やす子君) 12番・甲斐です。

議案第171号、番号2について報告を致します。

12月15日に津野委員、佐瀬委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の15ページから18ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、雷別で営農する●●●●さんが、育成舎の増築及び建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長職務代理者(森田享子君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 会長職務代理者（森田享子君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 会長職務代理者（森田享子君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号2については原案可決されました。
続いて番号3を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
農地係長小幡君。

- 農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別原野455番地1。

現況地目、畑。

面積、136,597㎡の内2,209.74㎡。

事業計画の名称、シートスタック整備事業。

事業主体、●●●●、●●●●さん。

事業の開始は、変更後。

事業の規模等 シートスタック390㎡。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものである。

他法令の許認可の見通し、農地法第4条申請中。

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、平山委員よりご報告をお願い致します。

- 会長職務代理者（森田享子君） 13番・平山君。

- 13番（平山正志君） 13番・平山です。

議案第171号、番号3について報告を致します。

12月14日に佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の19ページから22ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、虹別で営農する●●●●さんが、シートスタックの整備を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

- 会長職務代理者（森田享子君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者（森田享子君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者（森田享子君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第171号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第172号

○会長職務代理者（森田享子君） 日程第11。議案第172号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第172号について説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は別紙のとおり1件であります。

番号1。

転用者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、宇虹別原野455-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2,209.74㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、シートスタック設置事業のため。

転用計画内容は、期間、許可日から永久。

シートスタック、390㎡。

作業スペース・作業用道路、1,819.74㎡。

調査委員については、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員、平山委員。

調査結果につきましては平山委員よりご報告をお願い致します。

○会長職務代理者（森田享子君） 13番・平山君。

○13番（平山 正志君） 13番・平山です。

議案第172号、番号1について報告致します。

12月14日に佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の19ページから22ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は虹別で営農する●●●●さんで、シートスタックを整備するため農地の永久転用を申請するものです。

詳細については、記載のとおりと確認しており、実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められず、今後も営農を続けるうえで必要なものである事から、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長職務代理者（森田享子君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第172号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第173号

○会長職務代理者（森田享子君） 日程第12。議案第173号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第173号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

所有者、●●●●、●●●●さん

転用者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字雷別111-1の内。

地目、登記簿、原野、現況、畑。

面積、616.69㎡他1筆、合計面積は2,508.79㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、育成舎増築及び新築建設のためとなっております。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

育成舎（増築）、491.40㎡。

育成舎（新築）、491.40㎡。

作業スペース、1,525.99㎡。

調査委員は、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員。

調査結果につきましては甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐。

議案第173号、番号1について報告致します。

12日15日に津野委員、佐瀬委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の15ページから18ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者はチャンベツで営農する●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地に育成舎の増築及び建築を目的とした永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

当該地は農振農用地区域内の農地であることから原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで必要な施設の建設であり、転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長職務代理者（森田享子君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第173号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第174号

○会長職務代理者（森田享子君） 日程第13。議案第174号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容6件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第174号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり6件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ209。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,607㎡他43筆 合計面積は、1,317,606㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和4年12月28日。

対価の支払期限、令和5年2月14日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、34,802,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略いたします。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字クチョロ原野298-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,431㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、857,000円。

なお、番号1から番号2につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長職務代理者（森田享子君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで、内容2件については原案可決されました。

続いて、番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野547-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、46,002㎡他5筆、合計面積は、239,995㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

利用権の期間、令和4年12月28日から令和5年2月14日まで。

土地の引渡時期、対価の支払日。

金額、15,512,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号3につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長職務代理者（森田享子君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

お諮り致します。

番号4から番号5まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字熊牛原野22線東32-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、21,263㎡ほか5筆 合計面積は137,492㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年12月28日から令和7年8月2日まで。

土地の引渡時期、令和4年12月28日。

金額、年間143,980円。

支払方法、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号5については、利用権設定等をする者、利用権の設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号4と同じでありますので、説明を省略いたします。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字奥熊牛原野基線5-5。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、12,056㎡他28筆。

金額、年間313,260円。

なお、番号4から番号5につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長職務代理人（森田享子君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長職務代理人（森田享子君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長職務代理人（森田享子君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで、内容2件については原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字標茶728。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、12,167㎡ほか52筆、合計面積1,401,982㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和4年12月28日から令和24年12月27日まで。

土地の引渡時期、令和4年12月28日。

金額、無償。

なお、番号6につきましては平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長職務代理者（森田享子君） 13番・平山君。

○13番（平山正志君） 13番・平山です。

議案第174号、番号6について報告致します。

事務局より調査依頼があり、12月21日に現地調査に行つてまいりました。

この案件は新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、借主の●●●●さんは農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に従事すると認められます。

従つて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長職務代理者（森田享子君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご異議ないものと認めます。

よつて、番号6については原案可決されました。

以上をもって、議案174号、内容6件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤 徳市君） これをもちまして、第31回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第31回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時30分閉会）